

改正

平成13年1月5日規則第2号  
平成13年4月1日規則第55号  
平成15年4月8日規則第48号  
平成17年10月11日規則第76号  
平成18年4月1日規則第71号  
平成19年2月27日規則第10号  
平成21年1月16日規則第2号  
平成21年4月1日規則第33号  
平成22年4月1日規則第27号  
平成24年4月1日規則第30号  
平成26年4月1日規則第36号  
平成27年11月27日規則第64号  
平成28年4月1日規則第40号  
平成29年3月21日規則第12号  
平成29年4月1日規則第22号  
令和元年6月28日規則第11号  
令和元年12月24日規則第42号  
令和2年4月1日規則第35号  
令和3年6月8日規則第51号  
令和3年6月29日規則第53号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年6月県条例第43号。以下「条例」という。）の規定の実施のための手続その他執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び届出書の様式)

**第2条** 条例第2条第1項各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項の申請書  
設立認証申請書（別記様式第1号）
- (2) 法第25条第4項の申請書 定款変更認証申請書（別記様式第3号）
- (3) 法第34条第4項の申請書 合併認証申請書（別記様式第4号）
- (4) 法第44条第2項の申請書 認定特定非営利活動法人の認定申請書（別記様式第4号の2）
- (5) 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書 認定特定非営利活動法人の認定有効期間更新申請書（別記様式第4号の3）
- (6) 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書 特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請書（別記様式第4号の4）
- (7) 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書 合併認定申請書（別記様式第4号の5）
- (8) 法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書 合併認定申請書（別記様式第4号の5）

2 条例第2条第2項の規則で定める届出書は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第13条第2項の規定による届出 設立（合併）登記完了届出書（別記様式第4号の6）
- (2) 法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出 役員の変更等届出書（別記様式第5号）
- (3) 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により

- 読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出 定款変更届出書(別記様式第6号)
- (4) 法第31条第4項の規定による届出 解散届出書(別記様式第7号)
  - (5) 法第31条の8の規定による届出 清算人兼任届出書(別記様式第8号)
  - (6) 法第32条の3の規定による届出 清算終了届出書(別記様式第9号)
  - (7) 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出 設立(合併)登記完了届出書(別記様式第4号の6)
  - (8) 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出 認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の代表者変更届出書(別記様式第9号の2)
- 3 条例第2条第3項の規則で定める申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法第31条第2項の規定による認定を受けようとするとき。 解散認定申請書(別記様式第10号)
  - (2) 法第32条第2項の規定による認証を得ようとするとき。 残余財産譲渡認証申請書(別記様式第11号)
- (住所又は居所を証する書面等)

**第3条** 法第10条第1項第2号ハの住所又は居所を証する書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

- 2 条例第3条第3号の文書が日本語以外の言語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付するものとする。
  - 3 知事が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から条例第3条第1項第1号に掲げる役員に係る同法第30条の11第1項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の15第1項の規定により条例第3条第1項第1号に掲げる役員に係る同法第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる場合は、法第10条第1項の申請書には、条例第3条第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。
  - 4 法第10条第4項の規定による補正を行う場合は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書(別記様式第11号の2)を知事に提出するものとする。
- (登記事項証明書の提出等)

**第3条の2** 法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書(別記様式第11号の3)に添えて行うものとする。

- 2 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、事業報告書等提出書(別記様式第11号の4)に添えて行うものとする。
  - 3 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出は、認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の定款変更の認証を受けた場合の提出書(別記様式第11号の5)に添えて行うものとする。
  - 4 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の役員報酬規程等提出書(別記様式第11号の6)に添えて行うものとする。
  - 5 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の助成金支給実績に係る提出書(別記様式第11号の7)に添えて行うものとする。
- (副本の提出等)

**第4条** 次に掲げる書類を提出するときは、縦覧又は閲覧の用に供するため、当該書類の副本を1通添付するものとする。

- (1) 法第10条第1項(法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類
- (2) 法第10条第4項の規定による補正を行う場合に添付する同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類

- (3) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により添付する法第14条の財産目録
  - (4) 法第23条第1項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により添付する変更後の役員名簿（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人のうち、知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）に係るものを除く。）
  - (5) 法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
  - (6) 法第25条第6項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により添付する変更後の定款（非所轄法人に係るものを除く。）
  - (7) 法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類
  - (8) 法第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する書類（非所轄法人に係るものを除く。）
  - (9) 法第55条の規定により提出する書類（非所轄法人に係るものを除く。）
- 2 法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、設立又は合併の認証を受けた場合は、閲覧の用に供するため、設立又は合併の登記完了後遅滞なく当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の定款、同項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の登記に関する書類の写しを知事に提出するものとする。
- 3 法人は、定款の変更の認証を受けた場合は、閲覧の用に供するため、遅滞なく当該認証に係る変更後の定款を知事に提出するものとする。
- 4 第2項に規定する定款、事業計画書及び活動予算書又は前項に規定する変更後の定款を提出するときは、当該書類の副本を1通添付するものとする。
- 5 法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、閲覧の用に供するため、遅滞なく、法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の登記に関する書類の写し（非所轄法人に係るものを除く。）を知事に提出するものとする。

（社員総会の議事録）

**第4条の2** 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合における社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項
- (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（合併の場合の貸借対照表等の備置き等）

**第5条** 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各法人についてそれぞれ作成し、これら全てを同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

（定款等の縦覧場所）

**第6条** 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の縦覧の場所は、次のとおりとする。

- (1) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課
- (2) 法人（当該法人の事務所が、山形市、上山市、村山市、南陽市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在するものを除く。）の主たる事務所の所在地を所管する総合支庁総務企画部総務課

（事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧等）

**第7条** 法第30条の規定により閲覧又は謄写を請求するときは、閲覧（謄写）請求書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第56条の閲覧及び謄写の請求について準用する。
- 3 前2項の閲覧及び謄写の場所は、次のとおりとする。
  - (1) 防災くらし安心部消費生活・地域安全課
  - (2) 法人（当該法人の事務所が、山形市、上山市、村山市、南陽市、西村山郡河北町又は東田川郡庄内町のいずれかの区域内のみに所在するものを除く。）の主たる事務所の所在地を所管する総合支庁総務企画部総務課
- 4 前3項に定めるもののほか、事業報告書等及び役員報酬規程等の閲覧及び謄写に関し必要な事項は、別に定める。  
（特定非営利活動法人検査職員証）

**第8条** 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の証明書は、特定非営利活動法人検査職員証（別記様式第13号）によるものとする。  
（手続等における情報通信の技術の利用）

**第9条** 申請等を行う者が、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定に基づき条例第6条第3項に規定する電子情報処理組織（次項及び第6項において「電子情報処理組織」という。）を使用して申請等を行う場合は、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年1月県規則第4号。以下この条において「情報通信技術利用規則」という。）第3条の規定の例により行わなければならない。

- 2 知事が、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合又は法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合は、情報通信技術利用規則第4条及び第5条の規定の例により行わなければならない。
- 3 条例第6条第3項の規則で定める電子情報処理組織（法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織に限る。）は、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織とする。
- 4 条例第6条第3項の規則で定める電子情報処理組織（法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第7条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織に限る。）は、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織とする。
- 5 条例第6条第4項の規則で定める措置は、情報通信技術利用規則第2条第2項第2号に規定する電子署名とする。
- 6 条例第6条第5項の規則で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出とする。  
（電磁的記録による保存等）

**第10条** 法人が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、電磁的記録の保存、作成及び縦覧等を行う場合は、山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）第4条第1項及び第2項、第6条並びに第8条の規定の例により行わなければならない。  
（提出書類の規格）

**第11条** 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

#### 附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年1月5日規則第2号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

#### 附 則（平成13年4月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成15年4月8日規則第48号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

**附 則**（平成17年10月11日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年4月1日規則第71号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年2月27日規則第10号）

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

**附 則**（平成21年1月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年4月1日規則第33号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年4月1日規則第27号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年4月1日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定によりされている申請又は届出については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年4月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年11月27日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年4月1日規則第40号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年3月21日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日規則第22号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年6月28日規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**（令和元年12月24日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年4月1日規則第35号抄）  
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年6月8日規則第51号）

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第11号の7までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**附 則**（令和3年6月29日規則第53号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別記様式第11号の6の規定は、令和3年6月9日以後に開始した事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は居所  
氏名  
(郵便番号 )  
(電話番号 )

設 立 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

### 定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

#### 記

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考)

「変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

山形県知事 殿

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称  
代表者氏名

合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称  
代表者氏名

合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、  
下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

様式第4号の2

(表)

認定特定非営利活動法人の認定申請書

受付印  年 月 日 山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号	電話 ( ) - FAX ( ) -	
	フリガナ	-----		
	申請者の名称	-----		
	フリガナ	-----		
	代表者の氏名	-----		
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用する パブリックサポートテスト基準	
	事業年度	月 日 ~ 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定をした所轄庁)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日) ( )		
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日) (過去に特例認定をした所轄庁)	有 ・ 無 ( 年 月 日 ) ( )		
	認定取消の有無 (取消日) (取消しをした所轄庁)	有 ・ 無 ( 年 月 日 ) ( )		
特例認定取消の有無 (取消日) (取消しをした所轄庁)	有 ・ 無 ( 年 月 日 ) ( )			
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要) ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職	
郵便番号				
電話 ( ) - FAX ( ) -				
郵便番号				
電話 ( ) - FAX ( ) -				

(裏)

(注意事項)

- ・申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・過去に認定（有効期間の更新の期間を除きます。）又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(認定申請書次集)

申請法人名			
	上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号	電 話 ( ) - F A X ( ) -		



(裏)

<p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。</li><li>・認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。</li><li>・「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。</li><li>・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。</li></ul>
---

(認定有効期間更新申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号  電話 ( ) - FAX ( ) -		

様式第4号の4

(表)

特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 60px;">                 受付印             </div> 年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号	
		電話 ( ) -	
		FAX ( ) -	
	フリガナ	-----	
	申請者の名称		
	フリガナ	-----	
	代表者の氏名		
	設立年月日	年	月
事業年度	月	日～	月 日
過去の認定の有無 (過去に認定をした所轄庁)	有 ・ 無 ( )		
過去の特例認定の有無 (過去に特例認定をした所轄庁)	有 ・ 無 ( )		
特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要) ----- ----- ----- ----- -----			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
郵便番号	電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号	電話 ( ) - FAX ( ) -		
郵便番号	電話 ( ) - FAX ( ) -		

## (裏)

## (注意事項)

- ・申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- ・「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

## (特例認定申請書次葉)

申請法人名		
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		
郵便番号  電 話 ( ) - F A X ( ) -		

(表)  
合併認定申請書

<div style="text-align: center;">  <p>受付印</p> </div> 年 月 日  山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号		電話 ( ) -
				FAX ( ) -
	フリガナ	-----		
	申請者の名称			
	フリガナ	-----		
	代表者の氏名			
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
<input type="checkbox"/> 認定 の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人		
事業年度	月 日 ~ 月 日			
特定非営利活動促進法第63条 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1項</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2項</span> の合併の認定を受けたいので申請します。				
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分	
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話 ( ) - FAX ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) - FAX ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) - FAX ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。				

## (注意事項)

- この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- 申請本文の〔第1項〕  
〔第2項〕は、いずれか一方の不要文字を二重線で抹消します。
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。

申請法人名		(合併認定申請書次葉)		
法 人 名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) - F A X ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) - F A X ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) - F A X ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) - F A X ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電 話 ( ) - F A X ( ) -		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	

様式第4号の6

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

設立（合併）登記完了届出書

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項（第39条第2項において準用する同法第13条第2項）の規定により、届け出ます。

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

役員の変更等届出書

下記のとおり役員に変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

（備考）

- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。  
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第3条に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（備考）

「変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第1号（第2号、第4号、第6号）に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由（該当する番号を○印で囲む。）

- (1) 社員総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 残余財産の処分方法

(備考)

解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名

清 算 人 就 任 届 出 書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

（備考）

清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名

清 算 結 了 届 出 書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

（備考）

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第9号の2

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書

受付印 ○ 年 月 日	主たる事務所の所在地	郵便番号
	フリガナ 法人名	電話 ( ) -
山形県知事 殿	フリガナ	
	代表者の氏名	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

「残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第11号の2

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は居所  
氏名

補正書

年 月 日に申請した について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

(備考)

- 1 「補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 2 補正書には、補正後の書類を添付すること。

様式第11号の3

年 月 日

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

山形県知事 殿

特定非営利活動法人の住所  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

様式第11号の5

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の  
定款変更の認証を受けた場合の提出書

受付印  年 月 日  山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号  電話 ( ) -
	従たる事務所の所在地	郵便番号  電話 ( ) -
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

(表)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の  
役員報酬規程等提出書

受付印  年 月 日  山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号	電話 ( ) -	
			FAX ( ) -	
	フリガナ			
	名 称			
	フリガナ			
	代表者の氏名			
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度		
	自 年 月 日	自 年 月 日		
	至 年 月 日	至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは三親等内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
	提出しない場合	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度( 年度)		④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(口を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額
最後に職員給与規程を提出した事業年度( 年度)		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		⑥ 海外へ送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

(裏)

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する同法第55条第1項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3月以内に同法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」又は「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。

(表)

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の  
助成金支給実績に係る提出書

受付印 年 月 日 山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号		
	フリガナ	電話 ( ) -		
	法人名			
	フリガナ			
	代表者の氏名			
	認定（特例認定）年月日	年	月	日
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。				
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等	
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		

(裏)

「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の助成金支給実績に係る提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

山形県知事 殿

請求者 住所又は居所  
氏名

閱 覧 ( 謄 写 ) 請 求 書

特定非営利活動促進法第30条（第56条）の規定により、事業報告書等（役員報酬規程等）の閲覧（謄写）を請求します。

様式第13号

<表面>

第 号	職 名
写 真	氏 名
特定非営利活動法人検査職員証	
この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。	
年 月 日交付	山 形 県 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山形 県印</span>

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

<裏面>

特定非営利活動促進法抜粋
(報告及び検査)
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 略
3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 略
(報告及び検査)
第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3～6 略
7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。